

「スーパーコンピューター導入手続」の一部改正について

平成 11 年 4 月 26 日

アクション・プログラム実行推進委員会

第 29 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府は、「スーパーコンピューター導入手続」（平成 7 年 3 月 27 日第 24 回アクション・プログラム実行推進委員会最終改正）を別紙のとおり一部改正する旨決定する。

「スーパーコンピューター導入手続」の一部改正

1. 「5 G F L O P S 以上」を「5 0 G F L O P S 以上」に改正する。
2. 上記 1. の改正は、平成 11 年 5 月 1 日より実施する。